

# 営業秘密・知財戦略相談窓口の利用案内

独立行政法人 工業所有権情報・研修館（以下「INPIT」という。）の営業秘密・知財戦略相談窓口（以下「本相談窓口」という。）では、下記に従い御相談に対応します。

## 記

1. 本相談窓口は、営業秘密及び知的財産戦略に関する御相談をお受けします。

本相談窓口でお受けしている主な相談内容は、次のとおりです。

- ・ 権利化/秘匿化戦略、オープン&クローズ戦略等の知的財産戦略
- ・ 産業財産権のライセンス契約や秘匿化技術の提供契約の留意事項
- ・ 営業秘密に関する管理方法・体制（秘密保持契約、社内規程整備等を含む）
- ・ 営業秘密に関する紛争の留意事項
- ・ その他不正競争防止法に関する事項
- ・ 営業秘密の漏えい・流出被害（要望に応じて警察庁と連携）
- ・ 情報セキュリティ（要望に応じて IPA と連携）

本相談窓口でお受けできない相談内容は、次のとおりです。

- ・ ライセンス契約等の契約交渉の代理、同席
- ・ ライセンス先の紹介
- ・ 営業秘密に関する秘密保持契約書・社内規則の作成・修正業務
- ・ 営業秘密に関する紛争を含め訴訟業務等の弁護士業務
- ・ 出願書類作成等の弁理士業務
- ・ 先行技術等の調査業務（IPDL の紹介を除く）
- ・ 個別の弁護士、弁理士の紹介

その他、御相談内容によっては、お受けできない場合もあります。

2. 本相談窓口において、窓口の弁護士が相談者の事件を受任することはしておりません。
3. 本相談窓口において、営業秘密の漏えい・流出被害について御相談いただいた場合、INPIT は、相談者の要望に基づき、警察庁に情報を提供し、都道府県警の連絡先を紹介することができます。ただし、相談者は「警察相談先の紹介に関する同意書」に同意していただく必要があります。
4. 本相談窓口において、情報セキュリティについて御相談いただいた場合、INPIT は、相談者の要望に基づき、独立行政法人 情報処理推進機構（IPA）と連携することができます。ただし、相談者は「IPA 連携に関する利用規約」に同意していただく必要があります。

以上